

三春町文化財保存活用地域計画パブリックコメントについて

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
1	i	目次	文化財保存活用地域計画のひな型に沿ったものですか。	本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき、文化庁の指針に則り、認定に必要な標準的構成に準拠しています。
2	8	第1章1. (6)植生	P8 三春大神宮のシラカシ林は自然植生でしょうか？大神宮にシラカシやイチョウ、モミなどの常緑樹が多いのは、神社の防火用として人的に植栽されたと考えられないでしょうか？白山神社のブナは自然植栽だと考えるのが自然かと思えます。	植生については、『三春町史』第1巻の記述を参照しており、ご意見については、今後、専門家の方を交えて検討します。
3	8	第1章1. (6)植生	同じく桜の記述では、三春町の周辺部(郡山市や田村市)にまで広がる枝垂れ桜の巨木の分布、旧三春藩領を区域とした桜の文化圏の記述も必要ではないでしょうか？	ご指摘の通り、桜の巨木の分布は現在の町域に留まりません。今後、措置A-1「桜の現況調査」や1-5「近隣市町村の関連文化財の把握調査」を行い、将来的な計画の拡充に繋げていく方針です。
4	10	第1章2. (1)人口	P10 文中、人口予測の記述で、「見込み」と「予測」が混在しており、統一したほうが良いのでは。	3行目の「見込み」を「予測」に修正します。
5	10	第1章2. (2)交通機関	P10 最終行、バスが走っていますより運行していますか？	「運行しています」と修正します。
6	10	第1章2. (3)地区	P10 8行目、三春町町民基本条例となっているが三春町町民自治条例の誤りか？また、「まちづくり協会は」この条例には規定されていないが。	「三春町町民自治基本条例」の誤りでした。また、まちづくり協会は、「三春町町民自治基本条例」第18条の「町はこの条例の趣旨にそって、自治が適切に推進されるための組織を整備するものとする」という規定に基づき、地区の課題解決や活性化を図る組織として整備・運営されています。ご指摘を踏まえ、「三春町町民自治基本条例」の趣旨に基づき「まちづくり協会」を設立しました。」と修正します。
7	11	第1章2. (4)年中行事	P11 表1-1三春の年中行事の1月の行事名に「初詣」「水かけまつり」を追加しては、また、だるま市の記述で「以前は1月12日に行われていた」旨記述しては。同じく10月の行事に大神宮祭礼を11月行事に各地区祭礼を追加しては。	水かけ祭りや秋祭りの項を追加し、期日の変化についても追記しました。
8	12	第1章2. (5)宝物関連施設	P12 表1-2中6さくら湖自然観察ステーションの見学料金に「※貸会議室の利用は有料」と追記願いたい。また、8田部井淳子記念館の管理者は「町(5)」ではなく「町(6)」では。	さくら湖自然観察ステーションの有料情報や、田部井淳子記念館の管理者の注記番号について、修正いたします。
9	13	第1章2. (6)①行政(歴史民俗資料館)の取組	P13 1行目、「文化財保護の…」を「文化財保護活用…」がよいのでは。	ご指摘いただきました部分に記載しました「文化財保護の推進・支援」を含む3本の柱は、本計画の上位計画である「三春町第2期教育大綱」において、歴史民俗資料館の施策として記載されているものです。本計画は、文化財保護法に基づきこれら上位計画との整合を図りつつ作成されるものであるため、大綱で示された名称をそのまま引用しており、本計画においてこの文言を変更することは適当ではないと考えます。なお、教育大綱の基本政策そのものが「歴史・文化遺産を継承・活用したまちづくり」を掲げています。本計画においても、この方針に則り、保存のみならず「活かす(普及・活用、情報発信)」ための具体的な措置を盛り込んでおり、保護と活用の両面を一体的に推進してまいります。
10	14	第1章2. (6)③宝物の保存・活用に関する団体の取組	P14 表1-4中、団体名に新町若連を追加、活動は盆太鼓の継承。同八幡町若連の活動内容に盆太鼓の継承を追加。	文化財保護関連団体に挙げているのは、現在、町の文化財保護保存団体育成交付金を受けている団体で、それ以外の団体は現状で正確に把握できていないため、記載しませんでした。今後、計画を進める中で、漏れている団体の把握に努め、計画に加わっていただきます。なお、各団体の活動内容については、修正いたします。

三春町文化財保存活用地域計画パブリックコメントについて

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
11	15	第1章2. (6)④学校の取り組み	P15 田村高校のくだり、「田村高等学校では…配布しています。」を「田村高等学校では、令和3年度(2021年度)より生徒自ら手作りの観光マップを作成し、滝桜観光客に配布案内する滝桜観光ボランティアを行っています。」と修正しました。	ご提案を参考に、「田村高等学校では、令和3年度(2021)より生徒たちが観光マップを作成し、滝ザクラを訪れた観光客を案内する「滝桜観光ボランティア」を行っています。」と修正しました。
12	15	第1章2. (7)観光	P15 5行目、「…第2四半期…」とあるが、年度なら「…第1四半期…」ではないか。	本項の記述の根拠となっている「福島県観光客入込状況(図1-3)」の統計は、4月開始の年度ではなく暦年ベースで集計されています。挿図との整合性を図るために、暦年での記述としております。
13	17	第1章3. 歴史的背景	三春町内のすべての地区が同じ歴史過程を歩んだわけではない。	「なお、歴史変遷が異なる地区もありますが、簡明な歴史叙述の方法としてご理解ください。」と追加修正しました。
14	19	第1章3. (2)②田村氏時代(室町・安土桃山時代)	P19 文中、8行目、「翌20(1590年)年」としているが、「翌18年」ではないか。	ご指摘の通りの誤記載で、「翌18年」に修正しました。
15	20	第1章3. 歴史的背景	「会津領松下氏時代」は、語弊があるのではと思います(松下家時代も会津領とまっすぐ読める。松下家が加藤家と関係があるのはわかりますが、独立した大名ですよ)。	松下氏の時代もいくつかの村が会津領のままであったことから、この名称としましたが、再度、専門家の委員を交えて検討します。
16	20	第1章3. (3)①会津領松下氏時代	松下氏の領地にならず、加藤氏会津領に残った村もある。	「なお、一部の村は蒲生家改易後も会津領に残りますが、寛永20(1643)年に加藤家が改易されると幕府領となり、沢石地区の実沢・青石村、要田地区の南成田・北成田村、御木沢地区の七草木村は白河藩榊原家に、岩江地区の山田・上舞木・下舞木村は、二本松藩丹羽家に預けられました。」と追加修正しました。
17	20	第1章. (3)②秋田氏時代	その後の加藤氏会津領について、説明がない。	「この時、白河藩に預けられていた幕府領5ヶ村は、秋田家三春藩に組み替えられますが、二本松藩が預かっていた3ヶ村は、延宝6(1678)年に幕府へ返上された後、元禄13(1700)年に水戸徳川家の分家である松平頼貞(よりさだ)を藩主とする守山(もりやま)藩が成立すると、その一部となりました。また、」と追加修正しました。
18	22	第1章3. (4)、②現代(昭和・平成・令和時代)	P22、文中、後半平成以降の部分、八島台は昭和50年代後半から造成分譲開始、福祉会館に続き高齢者住宅、保健センター、中央児童館、三春交流館まほらの建設、市街地では公共下水道の整備などが行われている。「中心市街地の道路…」よりは「街路」の表現が良いか。	昭和50年代の箇所に「駅南部土地区画整理事業として八島台の造成も始まり」を加え、中心市街地については、三春ダムの完成に続けて、「三春ダムが完成する頃には、中心市街地の公共施設を含めた街路整備も一段落しました。」と修正しました。
19	22	第1章3. (4)、②現代(昭和・平成・令和時代)	新型コロナウイルス感染症の流行の記述が必要ではないか。	新型コロナは大きな出来事ですが、15ページの第1章2.(7)の観光での影響に留めることとしました。
20	23	第1章4. (1)三春地区	P23 図1-6中、八十内公園の記述は必要か？	八十内公園は、歴史的には秋田氏時代の重臣荒木家下屋敷ですが、町指定天然記念物の「八十内公園のかもん桜」が所在することから、公園の名称で記載しました。
21	25	第1章4. (3)要田地区	P25 図1-8中、平堂壇の記述は必要では？	この地区別の地図は、指定文化財と寺社、城館跡と現代のランドマークとなる施設を表示しています。平堂壇は、埋蔵文化財とさくらの会指定名木の桜がありますが、前記の基準からはずれると判断し、記載しませんでした。
22	28	第1章4. (6)中妻地区	P28 文中、BRITOMARTの事業者名は必要か？農業振興施設(旧三春ハーブ園)でよいのでは。農業の記述で施設園芸、ピーマン選果場、ブルーベリー観光農園等の記述はあっても良いか。	ご指摘の内容を参考にしながら、「そして、農業振興施設として開設された三春ハーブ園は、観光・商業施設に変わりましたが、ブルーベリー観光農園やJAのピーマン選果場があるほか、最近ではアウトドアスポーツの拠点としてアウトドアヴィレッジ三春も整備され、観光交流人口が多い地区です。」と修正しました。

三春町文化財保存活用地域計画パブリックコメントについて

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
23	29	第1章4. (7)中郷地区	P29 農業の記述で施設園芸、ブルーベリー観光農園。田村西部工業団地、滝桜、三春ダムさくら湖などの記述があってもよいか。	ご指摘の内容を参考しながら、「(ダム建設で)一変しましたが、新たにダム湖の「さくら湖」が誕生し、周辺にはブルーベリー観光農園が開園し、北部には地域経済を支える田村西部工業団地も建設されました。」と修正しました。
24	30	第2章 三春町の宝物の概要 1. 指定等文化財	表2-1で町指定が100件ありますが、国指定や県指定に格上げするための取組はしているのでしょうか。	現在、町では三春城跡の国指定に向けた取組を進めています。このほか、本計画では措置3-1「文化財等の指定・登録事業」の中で、上位指定(国・県指定)に向けた価値付けによる指定の推進に取り組んでまいります。
25	30	第2章1. 指定等文化財	P30 文中の無形の民俗文化財件数12件と表2-1中の件数13件が整合していない。	この記述は、無形の民俗文化財13件のうち、神社で奉納されるものが12件と説明するものです。(残りの1件は伝統三春盆踊りで、旧来は寺社境内での舞踊もありましたが、現状では切り離されていると判断しました。)
26	31	第2章 三春町の宝物の概要 1. 指定等文化財	表2-2で町指定の大半が三春地区に偏っていることに、認定上の問題点はないのでしょうか。	指定文化財の地域的偏りは、歴史的背景によるもので、認定を受ける上では支障はありません。しかし、宝物を活用した地域活性化を図る上では、各地域で宝物を保存活用する事業が不可欠です。そのために、措置1-1「未指定文化財の把握調査」や3-1「文化財等の指定・登録事業」を実施し、今回は旧城下町区域だけに止まった文化財保存活用区域を、次期計画では他の地区に拡大できるよう進めていきます。
27	31	第2章 三春町の宝物の概要 1. 指定等文化財	・皆調査→一般的に意味が分からないので「全部調査」のほうが良いと思います。	「悉皆調査」は文化財等調査では一般的な用語であるため、初出となる31ページで「悉皆調査(すべてを調査する全部調査)」と表記します。
28	32	第2章 三春町の宝物の概要 1. 指定等文化財	・2-3で未指定を指定に格上げする認定はどのように行われるのでしょうか。	町指定であれば、三春町文化財保護条例により、教育委員会が所有者等の同意を得たうえで、三春町文化財保護審議会に諮問し、指定すべきとの答申を受けて指定します。今後、指定以外の登録等の制度を新設する場合も、同様の過程が考えられます。
29	33	第2章 三春町の宝物の概要 3. 類型ごとの概要と特徴	個人的な意見ですが、32(33か)ページまで読んできて同一宝物が2つも3つも記載されていると頭で整理できなくなってしまいました。できれば「所在地」や「所蔵寺社」で一括りにしてどんな宝物があるかを記載してもらえるとわかりやすいと思います。※66ページ「群を構成する宝物一覧」は番号より所蔵寺社で一括りにしたほうが理解できます。	本計画内で同じ宝物が重複して記されるのは、章節毎に年代、類型、地域といった違った側面から見ているため、「群を構成する宝物一覧」では、各寺社の性格ではなく、町全体の宝物の構成を示すために、このような表となりました。
30	33	第2章3. (1)②ウ. 工芸品	P33 1行目、「高木神社に田村氏が帝釈天に奉納した…」語順を見直しては。	わかりにくい表記でしたので、「高木神社に田村氏が帝釈天に奉納した」を「高木神社には田村氏が旧帝釈天に奉納した」に修正しました。
31	35	第2章3. (3)②無形の民俗文化財	P35 文中、グルメンチは農作物というより特産品を使用したB級グルメ。	ご指摘の通りですので、最近の農作物の後に「とそれを活用した食文化」を追加修正します。
32	36	第2章 三春町の宝物の概要 3. 類型ごとの概要と特徴	(4)記念物①遺跡 4行目 性格や時代が異なる遺跡～「性格」でいいですか。性格とは、「その人らしさ」など「人」に関する行動と捉えています。	一般的な表現ではないかもしれませんが、我が国の考古学では、遺跡・遺構・遺物等を説明する際、「性格」という語を常用しているため、その語を使用しました。
33	41	第2章5. (2)沢石地区	P41 天日鷲神社の場所は垢潜ではなく五本木では。	現在、垢潜という地名はないのですが、火雷神社周辺が垢潜と通称されており、同社と天日鷲神社に奉納されている三匹獅子舞を「垢潜三匹獅子舞」として指定していることから、垢潜としました。
34	43	第3章、1. 枝垂れ桜が咲き競う阿武隈の山里	P43 町外に広がる枝垂れ桜の文化圏を記述すべき。	8ページでも指摘がありましたが、今後の措置としてA-1「桜の現況調査」や1-5「近隣市町村の関連文化財の把握調査」に見直しをはかりますが、本文ではそこまで踏み込んで述べることは控えます。

三春町文化財保存活用地域計画パブリックコメントについて

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
35	44	第3章 三春町の歴史文化の特性 2. 三春城を仰ぎ見る城下町の文化	写真3-2は春の景色の写真が良いと思います。	春の三春城の景色は、町の特性である「桜」とあいまって素晴らしいものでありますが、一方で、三春城跡は四季を通じて多彩な表情を持っています。本計画では、年間を通じて宝物の多面的な魅力を伝えることも目指しているため、写真は現状のままとし、季節を問わない普遍的な風情を提示してまいります。
36	45	第3章 三春町の歴史文化の特性	「歴史文化の特性」ですが、「自由民権が謳われた郡役所の町」は、苦しいと思います。郡役所に配属された田中章郡長などは、完全に三島通庸の配下で、自由民権を弾圧する側なので、これも一考の必要アリと思います。	正確には「自由民権が謳われた町・郡役所が置かれた町」とすべきところを、ひとつにまとめて表現しました。専門家の委員を交えてと検討します。
37	50	第5章3.3. 今期の目標(将来像の実現に向けた土台作り)	P50 後段、協議の場としてまちづくり協会等を想定していますが、地区協会ごとに構成団体や組織の性格が異なることから、具体的に保存会や若連といった保存団体を明示したほうが良いと思います。	ご指摘の通り、各保存団体との連携も不可欠ですが、まずは各地区を統括するまちづくり協会等を協議の場とし、具体的な内容については、表10-1の推進体制の構成により進めます。
38	53	第6章1.(2)保存・管理に関する課題・方針	P53 後段、伝統工芸品の製作・販売や地域の伝統芸能の継承について、……修理費用の捻出も困難になっています。の下りが分かりにくいので整理が必要かと思えます。	「地域の伝統芸能の継承については、これまで寺社の管理等を支えてきた継承者の高齢化が進み、少子化に加え、社会環境の変化などもあり、若年層の参加も限られています。人口減少の影響も相まって行事の継続が困難となり、伝統工芸品の製作・販売や文化の担い手不足が顕在化し、技術の継承が危ぶまれています。加えて伝統工芸品や伝統芸能には専門の用具や材料が必要な場合がありますが、修理費用の捻出も困難になっています。」と整理しました。
39	54	第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針	(4)体制構築に関する課題・方針 54ページ その通りだと思います。小学校での取り組み・中学校での取り組みはどうなっているのでしょうか。	現在の各小中学校での取り組みについては、素案15ページ「④学校の取組」にて整理しています。今後は、措置8-1「展示解説・出前講座事業」および措置8-2「地域学習の推進」により、地域と連携した学習体制をさらに強化してまいります。
40	54	第6章1.(3)防災・防犯に関する課題・方針	P54 最近の文化財盗難事件を教訓に、町(資料館)が地域の宝物を受託管理することも検討する必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘の通り、地域の宝物を盗難等の被害から守り、次世代へ確実に引き継いでいくための防犯対策は、極めて重要な課題であると認識しております。措置7-3「文化財防災・防犯対策支援事業」の中で、資料館等での適切な受託管理・収蔵体制も含めて検討を深めます。
41	54	第6章1.(4)体制構築に関する課題・方針	P54「三春町の歴史文化の愛好者を増やしていくことが大切です。」としていることから、その方策の一つとして、三春の歴史文化検定制度「(仮称)三春歴史検定」の創設を検討してはいかがでしょうか。	措置8-2「地域学習の推進」の中で、三春町の歴史文化の愛好者を増やす方策の一つとして、検定の導入を今後の検討材料とします。
42	55	—	たまに、三春町を訪問するが、町のなかに人がいない。観光客もいない。町を歩くだけでも面白い町にならないか？三春は魅力的な所、文化財が多い。	方針10「展示・公開の充実」、11「周辺環境の整備」、12「観光・交流・地域活性化への活用」に基づき、文化財を保存した上でそれを活用したまちづくりを進めてまいります。
43	55	—	「文化財の保護の活発化」と「観光客の増加」には、相関関係があると思う。	文化財の保存と活用を両輪で進める本計画により、地域の魅力を高め、地域活性化に繋げてまいります。
44	55	—	埼玉県の川越、秩父。町中に観光客が多い。外国人の観光客も多い。三春で外国人の観光客みたくはない。日本人の観光客はもちろん、外国人の観光客を呼び込むような、文化財の活用方法、活かし方はないのか？	外国人観光客については、方針12「観光・交流・地域活性化への活用」、13「広報・情報発信の充実」に基づき、多言語対応やSNSを活用した魅力発信、さらに受入れ体制の整備について検討します。

三春町文化財保存活用地域計画パブリックコメントについて

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
45	57	第7章 宝物の保存・活用に関する措置	(1)調査・研究に関する措置 57ページ 高齢者への聞き取り調査の実施は急務です。益々宝物が消失します。	措置1-3「高齢者への聞き取り調査」をR9からR11としましたが、R8よりR12まで、地域の高齢者学級やサロンなどを基点とした調査およびその整理を予定します。
46	57	第7章1. (1)調査・研究に関する措置	P57 新規措置「高齢者への聞き取り調査」はR9実施としていますが、早急に対応が必要ではないでしょうか。	
47	57	—	旧遊郭跡の建築物。何年か前は、何軒かあった。このままで全部消えてしまうかも。建築物の内部は、すばらしいと聞く。保存し、公開できないか。文化財の展示室としても活用できるのでは。	弓町の遊郭跡については、本計画において伝統的建造物群(未指定)として位置付け、貴重な建築物が失われつつある現状についても、課題として捉えています。措置1-2「近現代建造物調査」において、所有者の意向や安全性を尊重し、調査の実施や保存・活用の可能性を検討します。
48	58	—	要田地区では小中学校が廃校になってしまっていますが、今振り返ると学校は地域活動の中心であったわけで、「学校」の歴史という観点でとらえれば、江戸時代の寺子屋から始まった「学校」の歴史という観点で記録に残すことはできないでしょうか。	ご指摘の通り、学校は単なる教育施設であるだけでなく、地域のアイデンティティやコミュニティを支える極めて重要な場所です。措置2-2「行政文書の整理・デジタル化事業」、2-3「資料のデジタル化推進」等の中で、学校関連資料のデジタル化や歴史の記録保存を検討します。
49	58	—	三春と関係が深かったが、現在は他の市町村に属している文化財も多い。守山城、田村神社、雪村庵など。近隣の市町村との連携はできないか？	措置1-5「近隣市町村の関連文化財の把握事業」により、他市町村にある関連資料の調査や広域連携を検討します。
50	59	第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針	区長会の宝物研修(学習)は必要です。	措置8-1「展示解説・出前講座事業」の中で、区長会など各地区の団体を対象とした研修会の実施を積極的に検討します。
51	59	第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針	・小学校は「三春盆踊り」を運動会で行うべきです。三春甚句は盆踊りの唄として地域に根差した民謡です。	現在、各小学校では伝統文化継承のため、体験学習等を実施しています。措置8-2「地域学習の推進」において、学校での体験学習や行事への取り入れを引き続き推進してまいります。
52	59	第7章 宝物の保存・活用に関する措置	(4)体制構築に関する措置 「地域学習の推進」を推し進めてください。	措置8-2「地域学習の推進」の中で、次世代への継承のため、地域学習の環境整備を進めてまいります。
53	59	—	大林文庫が、現存している。大林賢四郎(創業者の娘婿)は、元田村大元神社の神官の藤泉家から大林家へ養子。大林組の協力を得て、建築ミュージアム等の建設できないか	これまでも大林文庫として地域の方々が利用してきましたが、現存する建築物を企業と連携して活用するなど、措置5-2「公共施設等利活用の検討」で検討します。
54	59	第7章1. (3)防災・防犯に関する措置	P59 新規措置、文化財防災・防犯対策支援事業、特に防犯対策は喫緊の課題だと思えます。R8からの対応とすべきではないでしょうか。	措置7-3「文化財防災・防犯対策支援事業」について、R8より検討をし、計画期間内に予算を伴う事業化を目指します。
55	60	第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針	町内に宝物を案内するサインが少なすぎます。	ご指摘の通り、来訪者に向けたわかりやすいサイン等が不足していると考えて、課題11「周辺環境が未整備」として挙げさせていただきました。措置11-1「文化財サイン整備事業」により、デザインを統一した案内標示の整備を引き続き計画的に進めてまいります。
56	60	—	町の文化財を説明してくれる人を配置する(完全なボランティアではなく多少の謝金は出す)	措置9-3「三春の宝物ガイド支援事業」において、既存のガイド組織の運営支援を強化し、継続的な案内体制の構築を目指します。
57	60	—	文化財に詳しい人材を増やし、その人を文化財説明者、調査人として活用する(知的な高齢者の育成・活用、高齢者のいきがいを創出する)	措置9-4「文化財関連職員雇用・育成事業」の中で、高齢者の知見を活かせる場の創出を検討します。
58	61	第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針	自由民権運動発祥の地である三春町を大きく広報すべきです。	第3章「三春町の歴史文化の特性」の中で、特性の一つとして「自由民権が謳われた郡役所の町」と掲げ、措置12-4「自由民権運動顕彰事業」により、記念館の活用や顕彰事業を通じた発信を推進してまいります。

三春町文化財保存活用地域計画パブリックコメントについて

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
59	62	第8章、1. 関連文化財群の考え方	P62 文中、4行目、少子高齢化や人口減少は三春町全町的に進行している。見直しが必要では。	農山村部が著しいと考えましたが、中心部もさほど変わりなく人口減少が進んでいますので、「農山村を中心に」を削除し、「三春町では、現在、少子高齢化や人口減少が進行しており」と修正しました。
60	63	第8章2. (1)春の三春を彩る桜	・P63 表中に昭和60年代初頭に取り組みされた「さくらの町づくり事業」の中心となった三春ダム湖周辺の桜植栽の中から、「さくらの公園」を明記してはいかがでしょうか。 ・表下段の方針にも書かれているとおり、桜の調査は重要で、将来にわたって保存活用すべき桜を抽出し、個々の桜を同定するための「桜の戸籍」と保存のための「カルテ」を作成すべきと考えます。なお、「桜センサス」や風致地区の樹木を調査した「緑の台帳」、さらに個人が三春町及び周辺地域の枝垂れ桜を現地踏査した「田村の枝垂れ桜」も有効に活用すべきと考えます。	「さくらの公園」については、「27 さくらの公園記念物(名勝地) 未指定」で追加記載します。また、措置A-1「桜の現況調査」において過去の成果も活用して台帳(カルテ)整備を推進します。あわせて既往の調査成果についても整理を進め、今後の保存・活用事業に活かしてまいります。
61	70	第8章2. (3)地域の培われた行事と祭り	P70 表中の盆踊りの記載では、伝統三春盆踊りと岩絵地区、沢石盆踊りが記載されていますが、旧町内で行われてきた八幡町、中町、大町、新町も記載してはいかがでしょうか。	ここでは代表的な盆踊りとして、指定文化財である伝統三春盆踊りと岩江・沢石といった新町地区の盆踊りを挙げました。旧町内の盆踊りは伝統三春盆踊りに含まれると考えています。
62	75	—	町を歩くと、掲示板があって、その掲示板に、その建築物に保存されている文化財の写真及び解説文を載せる。QRコードをかざせば、解説が聞ける。 又、QRコードをかざせば、建築物の中身の解説ビデオが流れる。	措置D-10「三春城・城下町AR・VR事業の推進」や10-1「デジタルミュージアムの推進」、11-1「文化財サイン整備事業」等で、現在行っている事業の拡大を検討します。
63	78	第10章1. 計画の推進体制	P78 表10-1・文化財保護関連団体の記載に、新町盆踊りを主催している新町若連も記載してはいかがでしょうか。	文化財保護関連団体に挙げているのは、これまで町の文化財保護保存団体育成交付金を交付した団体で、それ以外の団体は現状で正確に把握できていないため、記載しませんでした。今後、計画を進める中で、漏れている団体の把握に努め、計画に加わっていただきます。
64		「三春町の宝物リスト」	「所在地」でとりまとめの方がいいです。	本リストは、三春町にどのような宝物があるのかを示すためのものであるため、所在地や寺社ごとといったリストは、別な機会での作成を検討します。
65		「三春町の宝物リスト」	13ページ 番号423と番号426は蚕養神社ですが2つありません。	423(倉之内、652の「蚕養神社奉納絵馬」も)は『みはるの絵馬』(昭和55年度)、426(広久保)は昭和54年度に実施した近世社寺建築緊急調査の調査票から選定しました。現状では426が正しいように思われますが未調査であるため、今後実施する未指定文化財の把握調査により、リストを更新します。
66		「三春町の宝物リスト」	19ページ 番号627「平沢字東 天王」はどこでしょうか。招魂社ですか。	同じく『みはるの絵馬』からの引用(建造物425「天王様」も)ですが、未調査であるため、今後実施する未指定文化財の把握調査により、リストを更新します。

No.	頁No.	章・節	意見	回答案
67		宝物リスト	<p>以下を追加検討してはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財の有形文化財・建築物に「三春ダム管理棟」「三春ダム資料館」 ・有形文化財・美術工芸品(彫刻)に「愛宕神社の勝軍地藏、不動明王、毘沙門天？」 ・有形文化財・美術工芸品(工芸品)に「愛宕神社の丈六焼の花器？」 ・民俗文化財・無形の民俗文化財に「別火講」、「凍み餅」 ・記念物・遺跡(石塔)に馬場の正徳地藏堂にある「天女の碑」 ・記念物・遺跡(史跡)に「セリ市場跡」旧町内にあった「川北」、「松葉」、「小松軒」、「萬壽」など旧料亭跡・記念物・名勝地に「フンドの蓮池」、「ファームパーク岩江」 ・記念物・植物(天然記念物)に「お城山のエドヒガン桜」 ・その他・地名に「裏通り(うらどおり)」、「職人横丁(しょくにんよこちょう)」、「スカイライン」、「牢屋小路(ろうやこうじ)」または「しょんべん横丁」、「切通し(きりどおり)」、「三分坂(さんぶざか)」、「天神橋(てんじんばし)」 ・国土調査事業や区画整理事業により統廃合が行われ消滅した旧字名や地名で特徴的なもの、例えば、御木沢地区では「もみじ山」、新町地区では「番組頭」。また、八島台造成工事前の日本化学工業の西側一帯の田んぼを通称「むぐれ石」と呼んでいた。 	<p>提案された項目は三春の魅力を構成する重要な要素です。未指定文化財リストへの追加や今後の調査対象として検討します。なお、「三春ダム管理棟・資料館」は561に挙げています。</p>